

# 東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2103182号  
令和3年3月18日  
原子力規制庁

## ．審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和2年11月5日付け原管発官R2第185号（令和3年2月5日付け原管発官R2第253号をもって一部補正）をもって、東京電力ホールディングス株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「東通保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

## ．申請の概要

申請者が提出した東通保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

### 1．原子力災害対策マニュアルのマニュアル体系見直しに伴う変更

これまで運転管理基本マニュアル傘下にあった原子力災害対策マニュアルを自然災害及び人為事象に係る対応を含めた基本マニュアルとして整理し、東京電力ホールディングス全体のマニュアル体系の見直しを行ったため、関連する保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）を変更する。

### 2．原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更

申請者が、柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性に係る設置変更許可（平成29年12月27日許可）の審査の過程で、平成29年8月25日に原子力規制委員会に提出した回答文書等の内容を「原子力事業者としての基本姿勢」として保安規定に定め、品質保証活動（リスクに関するプロセスを含む。）に展開することは、各発電所固有の保安活動ではなく申請者としての取り組みであるため、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施

設保安規定で定めた内容を踏まえ、関連する保安規定条文の変更及び別添の追加を行う。

#### ・ 審査の内容

##### - 1 . 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認し、及び - 3 に係る事項について確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

##### 1 . 原子力災害対策マニュアルのマニュアル体系見直しに伴う変更

保安規定に定める品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること

##### - 2 . 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認し、及び - 3 に係る事項について確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1 3 0 6 1 9 8 号（平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用炉規則第 9 2 条第 1 項各号を表している。

##### 1 . 原子力災害対策マニュアルのマニュアル体系見直しに伴う変更

##### ( 1 ) 第 2 号 ( Q M S )

第 2 号について、保安規定審査基準は、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった QMS に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること等を求めている。

規制庁は、運転管理基本マニュアルの下に位置付けていた原子力災害対策マニュアルを新たに原子力災害対策基本マニュアルとして位置付けた上で、当該マニュアルに重大事故等発生時の体制の整備に係る事項等を追加していることを確認したことから、第 2 号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

##### - 3 . 原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

原子力規制委員会は、柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際に、申請者が福島第一原子力発電所事故を起こした当事者であることを踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号及び第3号に定める技術的能力の審査の一環として行った原子炉設置者としての適格性の審査の過程において、申請者が示した回答文書(「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」(2017年8月25日東京電力ホールディングス株式会社))、原子力規制委員会での議論(平成29年度第33回原子力規制委員会(平成29年8月30日))等において確約した取組(以下「7つの約束等」という。)について、将来にわたる履行の確保の観点から、保安規定に定めることを求めた。

規制庁は、柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定について、令和2年5月28日、8月26日及び9月23日の原子力規制委員会の議論も踏まえ、7つの約束等に関する変更について、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際の議論を的確に反映したものであり、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当せず、かつ、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断し、令和2年10月30日に認可した。

申請者は、柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査の過程で、平成29年8月25日に原子力規制委員会に提出した回答文書等の内容を「原子力事業者としての基本姿勢」として保安規定に定め、品質保証活動(リスクに関するプロセスを含む。)を展開することは、各発電所固有の保安活動ではなく申請者としての取り組みであるため、東通保安規定にも同様に規定するとし、その際、「原子力事業者としての基本姿勢」を東通原子力発電所に適用するために、東通原子力発電所に合わせた名称に変更する等の記載の一部を見直すとしている。

規制庁は、当該変更は、「原子力事業者としての基本姿勢」の記載の一部を東通原子力発電所に合わせた名称等に適切に変更した上で、東通原子力発電所の保安活動に展開するものであることを確認した。